	ウ．管径は32.5（±1.5）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均10㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ＬＥＤランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で50lm／W以上であること。 イ．定格寿命は20,000時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 ウ．定格寿命は6,000時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率がランプ効率で50lm／W以上であること。 イ．定格寿命は6,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。

２　本項の「ＬＥＤランプ」とは、一般照明として使用する白色ＬＥＤ使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。

３　本項のＬＥＤランプの判断の基準①アについては、ビーム開きが90度未満の反射形タイプには適用しないものとする。

４　本項のＬＥＤランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。

５　電球形状のランプについては、人感センサ、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。

６　調達を行う各機関は非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

表　電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの

②光束を調節する機能を有するもの

③昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの

④鶏舎用に設計されたもの

⑤蛍光ランプが分離できるもの

⑥蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

２　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、ＪＩＳ　Ｃ7620―２に規定する大きさの区分をいう。

３　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

11．自動車等

11―１　自動車

⑴　品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤プラグインハイブリッド自動車 ⑥燃料電池自動車 ⑦水素自動車